

議案第 30 号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 44 年条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 24 条第 6 項」を「第 24 条第 5 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。